



## 令和5年度赤い羽根共同募金 助成先募集のご案内

富士宮市共同募金会では、富士宮市内で社会福祉を目的に事業を行っているボランティア団体・福祉団体の皆さんが行うさまざまな福祉課題を解決するための事業に助成を行います。

助成を希望される場合は、次のとおり助成申請を受け付けますので、下記事項並びに別紙「赤い羽根共同募金助成事業〈公募〉募集要項」をご確認のうえ、申請書に必要書類を添付して、富士宮市社会福祉協議会までご提出ください。

申請された事業内容に対する助成額については、富士宮市共同募金配分委員会にて審査し決定いたします。内容や金額が共同募金の趣旨と違う場合は、助成を見合わせたりする場合がありますのでご了承ください。

なお、この共同募金助成金を受けた場合は、助成を受けた後、1年間、その事業に必要な資金を得るために寄付金を募集できません。(社会福祉法第二百二十二条)

### 【助成事業名】 赤い羽根共同募金助成事業(地域福祉活動支援事業)

【内 容】 福祉サービスを必要とする支援対象者(高齢者、障がい児・者、児童及び課題を抱えている方など)に対して行う福祉活動及び更生保護活動のための事業、機器整備

【助成対象】 富士宮市内で活動するボランティア団体・福祉団体

【申請期間】 令和5年4月1日(土)～令和5年5月2日(火)

- 【注意事項】
- ・ 団体の運営費への助成は行いません。
  - ・ 限られた財源からの助成のため、市内の多くの団体により同様の事業が広く行われている場合は、自主財源での実施をお願いします。
  - ・ 希望額を助成できない場合や事業の見直しをお願いすることがあります。
  - ・ 事業を実施しなかった場合は、助成金を返還していただきます。
  - ・ 助成を受けた団体は、「赤い羽根共同募金助成事業であること」を地域住民へ広く周知してください。
  - ・ 助成を受けた団体は、事業終了後、事業報告書の提出及び寄付者への感謝の気持ちの報告をしていただきます。
  - ・ 共同募金運動への参加・協力をお願いします。
  - ・ 詳細について、「赤い羽根共同募金助成金〈公募〉募集要項」を必ずご確認ください。

問い合わせ・提出先  
富士宮市共同募金委員会  
(富士宮市社会福祉協議会)  
総務係 杉沢  
(電話)0544-22-0294



## 令和5年度赤い羽根共同募金助成事業（地域福祉活動支援事業）

### ＜公募＞募集要項

#### 1. 目的

富士宮市共同募金配分委員会では、福祉サービスを必要とする支援対象者（高齢者、障害児者、児童及び課題を抱えている方など）に対して行う福祉活動及び更生保護活動、地域福祉推進に取り組んでいる市内のボランティア・福祉団体を対象として助成を行います。

##### ＜基本的な考え方＞

- 現状の活動の継続だけでなく、新たな取り組み。
- 地域住民の参加・協力により独自性をもって福祉課題の解決に取り組む活動。

#### 2. 対象

原則として以下の事項（条件）すべてに該当すること。

##### （1）団体

①市内で活動する児童福祉・青少年福祉・障害児者福祉・高齢者福祉・地域福祉・災害関係・更生保護等に関連する団体

②活動開始後1年以上経過している団体

注※市内の多くの団体により、同様の事業が広く行われているものについては助成できません。

##### （2）助成事業

①今年度中に行われる事業。

②事業に要する資金の確保に困難をきたしているものであること。

③事業実施に対し、団体での一部負担金が伴うこと。

注※限られた財源の中で、より多くの活動に利用いただくため、毎年の備品購入の申請等については助成の対象とできない場合があります。

##### （3）認められる費用

活動に必要な会議費、消耗品、備品・機材等の購入費、チラシ・パンフレット・PR教材等の印刷製本費、賃借料、保険料、また事業実施に最低限必要な経費

##### （4）認められない費用

①飲食費またはそれに類するもの

②報酬・人件費・団体の構成員への分配費用

③研修旅行費・高額な交通費

④寄付行為に関する費用

⑤建物の増改築や整備、また、高額な備品・機材・物品に関する費用



#### (5) 受配者の寄付金募集の禁止について

この助成を受けた場合には、その後1年間その事業に必要な資金を得るための寄付金募集をしないこと。

注※社会福祉法第122条に、「共同募金の配分を受けた者は、その配分を受けた後一年間は、その事業の経営に必要な資金を得るために寄付金を募集してはならない。」と定められております。

### 3. 申請方法

指定の申請書に必要事項を記入し、富士宮市社会福祉協議会へ提出してください。

#### (1) 提出書類

##### ①共同募金助成金申請書

注※申請書の『地域住民理解への取組み』欄には、地域住民への理解のための取組みをご記入下さい。

##### ②前年度 決算書

##### ③当年度 予算書

##### ④申請事業の内容がわかる書類

##### ⑤団体の活動内容がわかる資料

注※物品の購入等の場合は、その見積書を添付すること。

#### (2) 申込期間

令和5年4月1日(土)～5月2日(火)

#### (3) 提出先

〒418-0005 富士宮市宮原7-1

富士宮市社会福祉協議会

TEL22-0294/FAX22-0753

#### (4) 決定及び助成金交付時期

決定 令和5年5月下旬

詳細は、各申請団体へ通知いたします。

### 4. その他

高額な助成を希望される場合(建物の増改築や整備、高額な備品・機材・物品に関する費用等)は、静岡県共同募金会が行う助成事業がございますのでお問い合わせください。

<問い合わせ> 〒420-0856 静岡市葵区駿府町1番70号

社会福祉法人 静岡県共同募金会

TEL054-254-5212/FAX054-254-6400

<http://www.shizuoka-akaihane.or.jp>

# 令和5年度 共同募金助成金申請書

事業名		申請額	円
団体名		代表者氏名	
所在地	〒		(行政区)
	(TEL) (Eメール)	(FAX)	
連絡先	〒		(行政区)
	(TEL) (Eメール)	(FAX)	(担当者名)
結成(設立)	年 月	会員数	人
主な活動内容	(簡潔に記入してください)		
予算状況	収入総額	円	支出総額
			円
これまでに受けた助成、または現在申込している助成	助成団体名	助成年度	助成金額

申請事業内容			
対象はどのような方ですか？ (該当する項目にレ点及び○印をお願いします。)			
<input type="checkbox"/> 高齢者	高齢者全般 介護者・家族	要介護認定者 その他( )	世帯
<input type="checkbox"/> 障害児・者	障がい児者全般 精神障がい者	知的障がい児者 介護者・家族	身体障がい児者
<input type="checkbox"/> 児童・青少年	乳幼児 青少年	養護児童 家族	遺児 その他( )
<input type="checkbox"/> 住民全般	住民全般 ボランティア	低所得者・要保護世帯 更生保護関係者	災害等被災者 その他( )
事業の目的・効果			
実施予定年月日	年 月 日 ~ 年 月 日	実施回数	回・件
総利用者数		人 部数・個数	人・部
具体的な事業内容			

事業にかかる総額(予定される収入)

項目	金額	内訳
共同募金助成金		
行政補助金		
利用者負担		
会費等		
その他		
合計		

事業にかかる総額(予定される支出)

項目	金額	内訳(積算根拠)
謝礼金		
消耗品費		
印刷費		
通信運搬費		
賃借料		
備品費		
見舞金等		
研修費		
旅費・交通費		
その他		
合計		

地域住民理解への取組み	共同募金運動に協力できる事項すべてに☑を付けてください。 <input type="checkbox"/> 募金箱設置 <input type="checkbox"/> のぼり旗掲出 <input type="checkbox"/> 街頭募金参加 <input type="checkbox"/> 情報紙・HP掲載 <input type="checkbox"/> その他( )

※ 添付書類 : ① 令和4年度決算書 ② 令和5年度予算書 ③申請内容がわかる書類

事務局記入欄	財政面	課題解決の優先度	助成実績	活動歴
	その他事情			



(記入例) 令和5年度 共同募金助成金申請書

事業名	地域福祉推進事業	申請額	3,000,000円	
団体名	富士宮市社会福祉協議会	代表者氏名	太田 精一	
所在地	〒418-0005 富士宮市宮原7-1 (TEL) 0544-22-0054 (FAX) 0544-22-0753 (Eメール) miya294@eagle.ocn.ne.jp		(行政区) 宮原区	
連絡先	〒 同上 (TEL) (FAX) (Eメール)		(行政区) 宮原区 (担当者名) 社協 太郎	
結成(設立)	昭和26年 10月	会員数	58人	
主な活動内容	(簡潔に記入してください) 住み慣れた地域で『だれもが安心して暮らせる、ひとにやさしい福祉のまちづくり』をすすめるために、地域住民やボランティア・NP O・福祉・保健等の関係者、行政機関等の協力を得ながら、さまざまな生活上の問題について相談に応じ、サービスや支援を行うなど 地域福祉の推進を図っています。			
予算状況	収入総額	円	支出総額 円	
これまでに受けた助成、または現在申請している助成	助成団体名	助成年度	助成金額	助成内容
	なし			

申請事業内容

対象はどのような方ですか？ (該当する項目にレ点及び○印をお願いします。)

<input type="checkbox"/> 高齢者	高齢者全般 介護者・家族	要介護認定者 その他( )	世帯
<input type="checkbox"/> 障害児・者	障がい児者全般 精神障がい者	知的障がい児者 介護者・家族	身体障がい児者・
<input type="checkbox"/> 児童・青少年	乳幼児 青少年	養護児童 家族	遺児 その他( )
<input checked="" type="checkbox"/> 住民全般	住民全般 ボランティア	低所得者・要保護世帯 更生保護関係者	災害等被災者 その他( )
事業の目的・効果	地域の課題解決のため、地域福祉活動を促進し、だれもが住み慣れた地域でいきいきと暮らすことができるようにする。		
実施予定年月日	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日	実施回数	回・件
総利用者数		人 部数・個数	人・部
具体的な事業内容	各地区社協が行う小地域見守りネットワーク活動、交流会、福祉講座などの地域課題解決のための事業に対して助成し、地域福祉の推進を図る。		

事業にかかる総額(予定される収入)

項目	金額	内訳
共同募金助成金	3,000,000	
行政補助金		
利用者負担		
会費等		
その他		
合計	3,000,000	

事業にかかる総額(予定される支出)

項目	金額	内訳(積算根拠)
謝礼金		
消耗品費		
印刷費		
通信運搬費		
賃借料		
備品費		
見舞金等		
研修費		
旅費・交通費		
その他	3,000,000	地区社協への助成
合計	3,000,000	

地域住民理解への取組み	共同募金運動に協力できる事項すべてに☑を付けてください。 <input checked="" type="checkbox"/> 募金箱設置 <input checked="" type="checkbox"/> のぼり旗掲出 <input type="checkbox"/> 街頭募金参加 <input checked="" type="checkbox"/> 情報紙・HP掲載 <input type="checkbox"/> その他( )
行事開催時に、事業に共同募金が使われていることを周知する。	

※ 添付書類 : ① 令和4年度決算書 ② 令和5年度予算書 ③申請内容がわかる書類

事務局記入欄	財政面	課題解決の優先度	助成実績	活動歴
	その他事情			



令和5年4月1日



## 令和5年度赤い羽根共同募金 助成申請 説明会のご案内

～赤い羽根共同募金助成申請 説明会を実施します～

赤い羽根共同募金からの事業費や機器整備費の助成を希望される団体を対象に、共同募金の概要や申請方法についての説明会を実施します。活動の充実、新規事業への取り組みにぜひご検討ください。

### 【助成対象】

富士宮市内で社会福祉を目的に事業を行っているボランティア団体、福祉団体

### 【説明会日時】

令和5年4月18日(火) 13:30～14:30

### 【会場】

富士宮市総合福祉会館 1階 第1会議室

### 【申込み】

事前申し込み不要です。当日直接お越しください。

### 【お問い合わせ】

富士宮市共同募金委員会 TEL 0544 - 22 - 0294  
(富士宮市社会福祉協議会)

### 【助成事業名】 赤い羽根共同募金助成事業(地域福祉活動支援事業)

【内容】福祉サービスを必要とする支援対象者(高齢者、障がい児・者、児童及び課題を抱えている方など)に対して行う福祉活動及び更生保護活動のための事業、機器整備

【助成対象】富士宮市内で活動するボランティア団体・福祉団体

【申請期間】令和5年4月1日(土)～令和5年5月2日(火)

【申請書】富士宮市社会福祉協議会窓口またはホームページからダウンロードできます。